土砂災害防止法に伴う区域指定〔地すべり〕の資料の縦覧について（お知らせ）

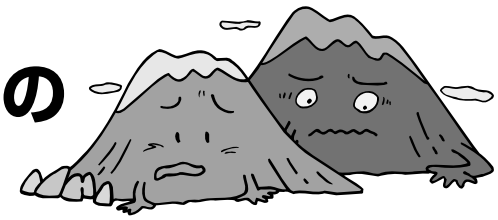

県では、平成13年4月に「土砂災害防止法」が施行されたことに伴い、管内に存する土砂災害〔地すべり〕が発生する恐れのある箇所について調査を実施し、この度調査が完了したことから、土砂災害警戒区域の指定の手続きを行うことになりました。

つきましては、区域指定の資料の縦覧を下記のとおり行いますので、下仁田町役場、または富岡土木事務所までご来所をいただき、確認をお願いいたします。

なお、土砂災害警戒区域とは、地すべり等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

また、今回の地すべりの調査結果では、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがあり、建築物の構造規制等が生じる区域）の指定箇所はありません。

■縦覧期間　平成24年7月17日（火）～7月31日（火）　（土日を除く）

■縦覧時間　9:00～17:00　（12:00～13:00を除く）

■縦覧場所　下仁田町役場及び富岡土木事務所

■指定区域　下仁田町西野牧、南野牧、上小坂、中小坂、風口、大桑原、青倉、平原、栗山、馬山各地区の一部区域（詳細については、縦覧資料で確認をお願いいたします。）

■事務担当　下仁田町　総務課　地域安全係　岩井
☎0274-82-2111　内線303
富岡土木事務所　企画調査係　田口、時田
☎0274-63-2255（代）

都市計画道路の見直し住民説明会を開催します

町では、平成22年度から都市計画道路の見直しを進めてまいりました。都市計画道路の素案策定にあたり、皆さんからの意見を反映するため、都市計画法第16条の規定により住民説明会を次のとおり開催しますのでご参加ください。

日　時　平成24年7月6日（金）19:00～
場　所　文化ホール
問い合わせ先　産業振興課　土木管理係（内線342）

浄化槽設置しませんか。

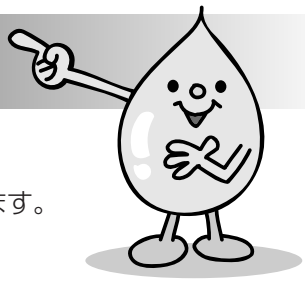

～合併浄化槽は汚染される河川の水質を浄化する唯一の解決策です。～

今、入替えが大変お得!費用負担を次のとおり軽減し、単独槽等からの入替えを促進します。
今年度の申請の締切りは平成24年12月28日です。早めの計画、申請をお願いします。

～合併浄化槽の必要性～

下仁田町は水源の町であるため、清浄な水を下流へ流す重要な役割を担っています。

現在の水質汚濁の要因は、単独浄化槽または汲取りのご家庭からそのまま放流されている台所、風呂等からの生活排水が多くを占めており、その結果、川や水路を汚したり匂いを発生させたりしています。この水質汚濁を解決する唯一の方法が合併浄化槽です。

このため、町では平成20年度から浄化槽市町村整備事業実施し、浄化槽設置の後押しをしています。この事業は、浄化槽の設置を希望するお宅に町が浄化槽を設置し、毎月使用料を納めてもらい町が維持管理を行います。

1　浄化槽使用料を7月分から減額!

浄化槽使用者が毎月町に支払う「浄化槽使用料」を平成24年7月分から右のとおり軽減し、浄化槽の設置をさらに強力に後押しします。

人槽区分	7月から	いままで
5人槽	**3,800円**	4,000円
7人槽	**4,600円**	5,000円
10人槽	**5,500円**	6,000円

2　エコ補助金を継続!ただし今年度限り!

単独浄化槽、汲取り槽から合併浄化槽に入替え、年度内に使用開始する場合、10万円を補助します。
補助金は今年度限りですので注意してください。

3　分担金軽減を継続!

大好評、平成27年3月（平成26年度）まで次のとおり軽減し、
浄化槽を設置します。

人槽区分	分担金
5人槽	**150,000円**
7人槽	**210,000円**
10人槽（2世帯住宅）	**300,000円**

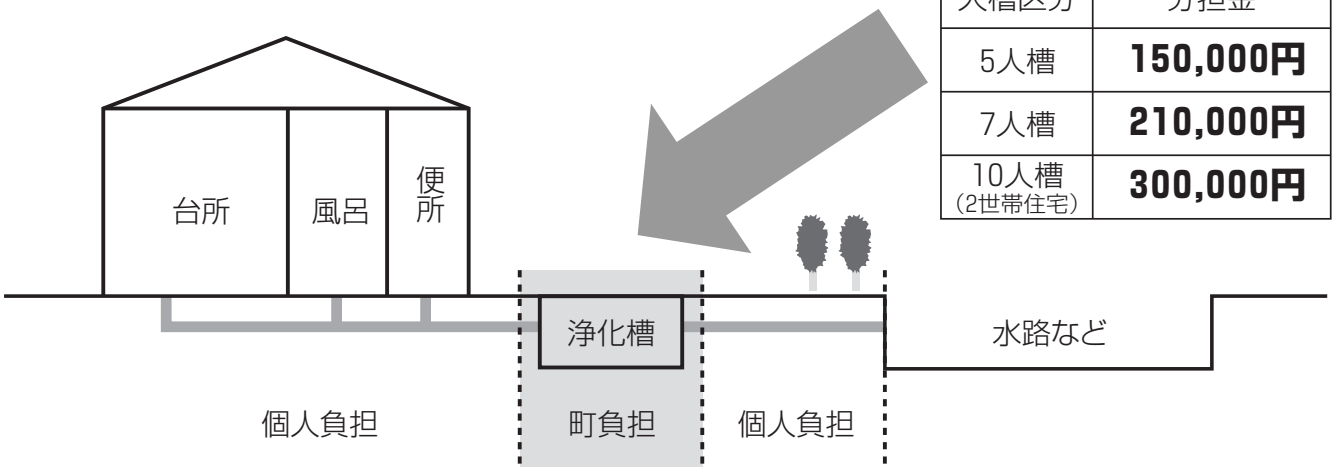

※駐車場仕様は個人負担

4　単独浄化槽、撤去します。

単独槽、必要とあれば町が撤去します。ただし、撤去費10万円を超えた分は個人負担です。

■問い合わせ・申し込み　産業振興課土木管理係（内線342）